



市政記者クラブ加盟社 各位

## 医療費助成事業に係る資格判定誤りについて

本市における医療費助成事業について、資格判定誤りの事案が判明いたしました。  
対象となる受給者の皆様には、心からお詫び申し上げますとともに、今後は適正な事務処理に一層努めてまいります。

### 1 判明の経緯と原因等

令和4年5月から6月にかけて医療費給付システムの改修及び年次更新処理を行った際、一部の受給者について所得に係る判定が行われていない事案があったことから、全件調査を実施しました。調査の結果、医療費助成事業全8事業のうち4事業、138人に所得に係る資格判定に誤りが判明し、そのうち9人について、本来支給すべきでない医療費助成金が支払われておりました。

原因としては、医療費給付システムにおいて、平成26年8月のシステム稼働当初より、一部受給者の所得情報がシステムに適切に連携されていなかったため、資格判定に誤りが生じていたものです。

### 2 対象人数及び金額

(1) 資格判定誤りとなった人数 138人（過去の喪失者を含む）

（内訳）資格の再判定により医療費助成金に変更がなかった人数 129人

資格の再判定により医療費助成金が過支給となった人数 9人

※重度障がい2人、中度障がい6人、ひとり親等0人、寡婦等1人

※上記のうち中度障がい1人、寡婦等1人については時効成立

(2) 過支給額合計 674,183円（うち時効成立前の金額 476,843円）

※1人あたり最大 372,450円、最小 4,130円

### 3 今後の対応

過支給となった受給者へお詫びと説明を行い、時効成立前（平成29年7月支給分以降）の過支給分について返納手続きをお願いします。

### 4 再発防止策

当該システムについては修正済みではありますが、今後は問題となった箇所をチェック項目に追加するほか、確認作業を複数名で行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。

#### 【問合せ先】

市民部医療助成年金課長 小國 渉 TEL：019-651-4111 内線 2230